

(別表 1 )

## 補 助 基 準 単 価

保 健 所 実 施 分		基 準 単 価
事 項 区 分		基 準 単 価
1 間接撮影 (70mm ミラーカメラ)		97 円
2 間接撮影 (100mm ミラーカメラ)		125 円

## 医 療 機 関 実 施 分

医 療 機 関 実 施 分		基 準 単 価
事 項 区 分		基 準 単 価
1 間接撮影 (レンズカメラ)		454 円
2 間接撮影 (70mm ミラーカメラ)		478 円
3 間接撮影 (100mm ミラーカメラ)		506 円

(別表 2 )

## 補 助 対 象 経 費

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 第 1 項の規定による健康診断（設置者及び事業者として学校又は施設が職員に対して行う健康診断を除く。）のために要した経費

1 報 酉	学校医（学校医として発令している医師）
2 貸 金	医師（校医を除く。）、看護師、診療放射線技師等を雇つた場合の経費
3 需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、医薬材料費
4 役 務 費	通信運搬費、手数料
5 委 託 料	
6 使用料及賃借料	

(別表 3 )

## 健 診 項 目 別 補 助 対 象 者

## X 線 摄 影

学校等	大学（大学院を除く）、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年未満のものを除く）の学生又は生徒で当該年度に入学したものと、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって令和 4 年度入学生で入学年度に健康診断を行うことができなかつたもの。ただし、令和 4 年度に健康診断を実施したが補助金申請を行わなかつた者は除く。
施設等	65 歳に達する日の属する年度以降のもの（毎年度）